

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われている方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2015.7.10 vol.75

- ①贈与と思っていなくても贈与???
- ②事業を円滑に引き継ぐには
- ③確定申告と準確定申告の違いは？
～ポイントを押さえて余裕を持った申告を！～
- ④生命保険の活用がなぜ相続対策になるのか
- ⑤不動産共同所有システムの仕組みとメリット

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



1 贈与と聞いていなくても贈与???

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

さて、皆さんの常識とは、違う税法の常識というものを書いていきましょう。

それは、

「みなし贈与」

です。

贈与とは、「あげます」「はい、いただきます」という双方合意の契約ですよね。これは何度も書いてきました。

これは民法上の贈与であり、「本来の贈与」といいます。しかし、税法にはこの本来の贈与の他に「みなし贈与」と呼ばれるものがあり、このみなし贈与により取得した財産（みなし贈与財産）にも贈与税がかかるのです。

父親が時価 3,000 万円の土地を息子に 500 万円で売却したとします。

この場合、息子は親から土地を買っています。タダでもらったわけではありませんから、「本来の贈与」ではありません。しかし、土地の時価を大幅に下回る価格で買っています。時価を大幅に下回る価額で土地を買ったということで、息子は 2,500 万円の得をしているのです。

このように、売買であっても、時価よりも安い金額での取引があった場合は、安く買った部分は贈与を受けたと判断されます。そして、財産を安く買った人（今回は息子）には贈与税がかかります。これが、「みなし贈与課税」です。

上の例ですと、息子は親から 2,500 万円の贈与を受けたとみなされ、2,500 万円に対して贈与税がかかるのです。

「贈与だと、贈与税がかかるから、安くして売買すればいいよね。」

という考えは、非常に危険なのです。

そして、この規定でさらに危険なことは、

通常このような経済合理性に合わないような取引は、親子関係のような肉親間で行われますが、まったく関係ない赤の他人同士で行われても、みなし贈与となり、贈与税がかかるということです。

最近、この判例が多く出ています。

相伝を読まれている皆さんには、このようなことのないよう、譲渡や贈与を行うときは、専門家に是非ご相談ください。



2 事業を円滑に引き継ぐには

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

私は仕事柄、中小企業の社長様とお話をする機会が多いのですが、その中で最近よく聞かれるのが事業承継の悩みです。

- ・相続になる前に自分が所有している株式を長男に移していきたいが、どのタイミングで移していけば良いのかわからない。
- ・業績が良くなってきているが、そうなる会社株式は高くなるのか。
- ・株式は財産と聞く、後継者以外にも渡していきたい。

このように経営者の皆様は、事業承継に関して様々な悩みを抱いておられます。

事業承継は大きく「経営の承継」と「株式の承継」の二つに分けられます。

「経営の承継」は、例えば会社の家訓、社訓を理解しているか、お客様との付き合い方、仕入先との取引方法、製品の製造方法・ノウハウ、社員に対する向き合い方など、いわば、経営者としての資質を承継していくことです。

「株式の承継」は、その名のとおり社長が持っている株式を後継者に渡していくことです。日本の中小企業は、家族経営がほとんどであり、株式も家族で所有していることが多くなっています。その株式を次の経営者である後継者に渡すことにより、経営と所有を同時に承継していくこととなります。

株式を承継するに際して、私たちがまずアドバイスすることは3つあります。

①株式は後継者だけに渡していく。

経営者の子供が数人いるとした場合、相続財産を分散するために、すべての子供に株式を渡していくことがあります。それは後継者の代になった時に、兄弟間の争いの素になります。

株式に上場していない、いわゆる取引相場のない株式は市場性がないので、換金性は低く、お金になりにくい財産と言えます。そんな株式を経営に関係のない子孫に渡しても、将来的には後継者に高額で買取りを迫るか、更に経営に関係のない下の子孫に渡していくこととなります。また、株式が後継者以外に分散することは、経営基盤を不安定にさせる大きな要因となります。

②株式承継はできるだけ早い時期に、時間をかけて渡していく。

経営者の生前に株式を後継者に贈与していく場合には贈与取引となり、贈与税の対象になります。贈与税には110万円の非課税枠があり、110万円以内の贈与であれば、贈与税はかかりません。それを活用して、株式を年間110万円ずつ贈与していくのです。早い時期に年数をかけて贈与していけば、高い評価の株式だとしても徐々に後継者に移していくことができます。

③業績が悪い時期に後継者に渡していく。

自社株を評価する計算では、その会社の財政状態と同種上場企業の株価の二つの指標を使います。そうした場合、企業の業績を基準にするので、業績が悪い時は低い評価になり、業績が良くなると高い評価になります。

株式1株の評価が低い時に、非課税枠の110万円以内で渡すとすれば、株数を多く渡すことができます。

(計算例)

1株20,000円と評価された場合 $1,100,000 \text{円} \div 20,000 \text{円} = 55 \text{株}$ 渡すことができる。

1株50,000円と評価された場合 $1,100,000 \text{円} \div 50,000 \text{円} = 22 \text{株}$ 渡すことができる。

上記のように、1株20,000円と低い評価の方が、株数を多く渡すことができます。

企業の業績は、良い時期もあれば悪い時期もあり、それを循環することもあり、悪い時期のタイミングを図って株式を渡していければ、効率よく承継していくことができます。

以上、今回は株式の承継について主に解説していきましたが、経営の承継に関する悩みもセミナーにて皆さんにお話しできる機会を設けさせて頂きましたので、ご都合の良い方はぜひ事業承継セミナーにご参加頂きたいと思います。

※6月開催はお蔭様でご盛況頂き終了しました。

次回は8月8日(土)9:30~福井商工会議所で開催されます。



確定申告と準確定申告の違いは？

～ポイントを押さえて余裕を持った申告を！～

Writer 相続アドバイザー 辻 克昌

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることになっています。これを確定申告といい、皆さんなじみの深いものだと思います。

では、「準確定申告」とはどのようなものかご存知でしょうか？

「なんとなく知っているけど、詳しくどのようなものかは分からない・・・」という方がほとんどではないでしょうか。

今回「準確定申告」のことをお伝えするのは、準確定申告は通常の確定申告と申告書の提出期限が違うことや、故人がお亡くなりになってまだ幾日もたたないうちに申告期限が到来することもあり、申告を忘れてしまうケースがあるからです。また通常の確定申告と若干の相違点や注意すべき点があるので、その部分をお伝えしたいと思い書かせて頂きます。

まず準確定申告とは、毎年確定申告を行っていた方が年の途中でお亡くなりになった場合に、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、申告と納税をすることをいいます。

確定申告との基本的な違いは上記になりますが、さらに細かい準確定申告の注意点を3つに分けてご説明いたします。

①申告期限

原則的には相続の開始があったことを知った日（通常は死亡日 ※以下死亡日と書きます）の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。

しかし例外があります。

1月1日から確定申告期限（原則として3月15日）までの間に、前年分の確定申告書を提出しないで死亡した場合の申告期限は前年分、本年分とも死亡日の翌日から4ヶ月以内となります。

②申告者及び申告書の提出先

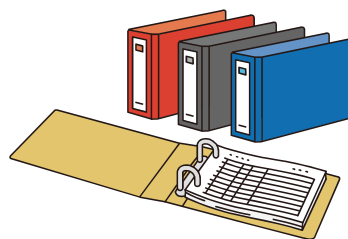
準確定申告は本人が行うことが出来ないため、遺族である相続人が申告納税を行うこととなります。また相続人が2人以上いる場合には基本的に連名で申告することとなりますので、署名押印が必要になってくるため相続人が県外など離れた場所にいる場合には時間がかかる点に注意が必要です。また、申告書を提出する税務署は被相続人（お亡くなりになった方）の住所地を所轄する税務署に提出することとなります。例えば、福井市在住の父が亡くなり、父の申告を東京在住の息子が行う場合に、申告書は父の住所地を所轄する福井税務署に提出しなければならないということになるのでお気を付け下さい。

③所得控除

通常の確定申告と同様に準確定申告も医療費控除や社会保険料、生命保険料、地震保険料控除を受けることが出来ます。

しかし、医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人（お亡くなりになった方）が支払った医療費であり、死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告から控除することはできません。社会保険料、生命保険料、地震保険料についても同様に、死亡の日までに被相続人が支払ったものに限られます。

以上が準確定申告とその注意点となります。急に期限がきて焦ることのないように、基本的なポイントを押さえておくとういことです。





4 生命保険の活用がなぜ相続対策になるのか

Writer 山口 泰道

相続対策の一つとして生命保険を活用することはご存知の方も多くいらっしゃると思いますが、具体的にどういった効果があるのかを今回見ていきたいと思います。

①遺産分割対策ができる

生命保険は指定した受取人の固有財産となります。そのため遺産分割を行なわなくても、あげたい人へ確実に財産を分けていくことが出来ます。また、相続放棄をした場合であっても保険金を受け取ることが可能となります。

仮に預金として1億円を3人の子供で相続する場合、遺産分割協議を行い話し合いのもとでどう分けていくかを決定することになります。スムーズに話し合いが進めば問題ありませんが、円満に終わらないケースも多々あります。生命保険であらかじめ受取人を決定しておくことで争続防止に繋がります。

②納税資金対策

相続税の申告・納税は相続の開始があったことを知った日から10ヶ月以内となっています。現預金で相続税を支払えるだけの資金が確保されていれば問題ありませんが、多額の納税となる場合、不足が生じてしまうケースもあります。また、財産のほとんどが不動産であり納税資金が全く準備できていないことも考えられます。

納税額全てを生命保険で確保しておく必要はありませんが、どのくらいは現預金で支払い、不動産があれば売却の検討、不足分を保険でカバーといったようにある程度事前にシミュレーションしておくことは非常に重要です。

③財産評価の引き下げ対策

生命保険には非課税枠というものがあります。法定相続人1名につき500万円となっているので、1,000万円の保険金を相続人が受け取った場合、法定相続人が1人であれば差額の500万円のみが相続税の課税対象となります。現預金では控除がないため1,000万円を受け取った場合、1,000万円そのままが相続税の課税対象となってしまいます。この非課税制度を上手く活用しておくことで、納税額を減少させることが出来ます。

相続対策といっても保険である以上、告知が通常は必要となります。健康状態に何の不安もない方であればスムーズに加入できますが、ご高齢になられると何かしら病歴があったり通院歴があったりすることも多いです。

一般的な保険ですとこの時点で加入できない場合もあります。しかし、ここ最近は相続対策で生命保険を有効に活用してもらうため、引受基準緩和型や告知不要型、無選択型といった終身保険が各社登場してきています。

保険会社によって告知内容等に差が生じているので、1社だけでなく複数社視野に入れて検討されることをお勧めします。





5 不動産共同所有システムの仕組みとメリット

Writer 相続診断士 CFP 蒲 幸恵

相続対策としての効果も期待できる運用商品として福井のお客様にも多く購入いただいている都心の不動産があります。相続財産の中に流動資産（現預金）が50%以上ある方で、相続対策が必要な方向けにご紹介しています。

その商品は、不動産共同所有システム「ADVANTAGE CLUB」（アドバンテージクラブ）です。弊社提携パートナーである（株）青山財産ネットワークスが東京都知事の許可を受け、不動産特定共同事業法に基づきご案内する不動産運用商品です。

通常都心の不動産（建物＋土地）を取得する億単位の資金が必要です。しかし複数の人が集まって共同で購入することにより都心一等地の不動産を比較的少額の資金から購入することができます。さらに運用期間中の物件や入居者の管理など、煩わしいこともほぼ全て（株）青山財産ネットワークスにお任せできる仕組みとなっています。また、不動産の所有に当たるため次のようなメリットもあります。

貸付不動産（事業用の不動産）に該当し、相続時の特例適用の事業用小規模宅地の特例を選択することができます。事業用の小規模宅地とは、相続税の課税価格の計算で、対象となる宅地について一定の割合を減額できるという有利な特例です。

例えば、貸付事業用の宅地だと条件に当てはまれば **200 m²までを限度に50%の減額**ができます。200 m²＝1億円の価額であれば 価額は1億円でも相続課税財産では相続税申告時に5,000万円に評価減ができます。（相続税申告が必要な方に適用）つまり、この特例を使うことで相続財産の圧縮ができるということです。

もちろん福井でも同条件の貸付用の不動産であればこの事業用の小規模宅地特例が適用されます。しかし1 m²の土地単価の高い都心の不動産の方が評価の軽減が大きくなります。

私どもは資産分散と相続対策も含め、対策のひとつとしてお勧めしています。最後に不動産リスクは通常の不動産同様にありますので、ご理解の上でのご購入となります。不動産共同所有システムの詳細にご興味がある方は、（株）ライフデザイン研究所 蒲（がま）までお問い合わせください。許可事業者である（株）青山財産ネットワークスより詳しい商品内容についてご紹介・ご説明させていただきます。

-----編集後記-----

事業承継セミナー第1弾は、おかげさまで定員以上のたくさんの方にお越しいただき、非常に嬉しくまた多くの方々のお役に立ちたいと思えました。第2弾も8月8日（土）に開催いたしますので、ご都合が合う方はぜひお申し込みください。

お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



UCF
We have a dream. 上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)